

議案第 4 号

白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 9 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例

白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号資料

○白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 個人識別符号 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u> に規定する個人識別符号をいう。	(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u> に規定する個人識別符号をいう。
(3)～(11) (略)	(3)～(11) (略)
(略)	(略)